**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

行田市水道事業　行田市長　行田　邦子　宛

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　行田市水道事業が実施する「行田市水道事業公共施設自動販売機設置事業者募集要領」による一般競争入札への参加申込みにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、行田市水道事業における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

　これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し行田市水道事業が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

記

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び第２項各号のいずれの規定にも該当する者ではありません。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではありません。

（３）行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成５年告示第５４号）に基づく入札参加停止を受けている者ではありません。

（４）行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２２年告示第２４３号）に基づく入札参加除外を受けている者ではありません。

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員ではありません。

（６）法人等にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては行田市内に居住し事業を営んでいる者です。

（７）法令等の規定により販売について必要な許認可等を受けています。

（８）入札公告の日から過去２年以内に自らが管理し、及び運営する自動販売機を国の機関又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績を複数箇所有し、すべて誠実に履行しています。（設置実績報告書（様式第３号）のとおり）

（９）国税、県税及び市税を滞納している者ではありません。

（10）法令等に反する行為その他公序良俗に反する行為を行っている者ではありません。

（11）応募にあたっては、「行田市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱」、「行田市水道事業公共施設自動販売機設置事業者募集要領」及び「清涼飲料水自動販売機設置に係る仕様書」の記載事項を承知のうえで参加します。